

大分市

一般廃棄物処理手数料

徴収業務マニュアル

(指定ごみ袋取扱所用)

大分市

令和元年10月

目 次

第 1	指定ごみ袋の種類等	1
1	指定ごみ袋の種類	
2	JANコードとITFコード	
3	指定ごみ袋の規格	
第 2	一般廃棄物処理手数料徴収業務の内容	5
1	事務の流れ	
2	具体的事務	
第 3	指定ごみ袋の適正管理	11
第 4	その他	13
第 5	お問い合わせ先	14

第1 指定ごみ袋の種類等

1 指定ごみ袋の種類

一般廃棄物処理手数料徴収業務委託（以下「徴収業務委託」という。）契約を締結した指定ごみ袋取扱所（以下「取扱所」という。）の皆様には、以下の指定ごみ袋を「**全種類**」取扱っていただきます。

なお、指定ごみ袋の種類、一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）は以下のとおりです。

種 類	市民への 交付単位	1組あたりの 手数料(税込)
大袋 (45ℓ相当)	1組 (10枚入)	315円
中袋 (30ℓ相当)		210円
小袋 (20ℓ相当)		140円
特小袋 (10ℓ相当)		70円
ミニ袋 (5ℓ相当)		35円

※指定ごみ袋は、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」ともに同じ袋です。

2 JANコードとITFコード

JANコード

大袋(45ℓ相当)	45 48958 90001 1
中袋(30ℓ相当)	45 48958 90002 8
小袋(20ℓ相当)	45 48958 90003 5
特小袋(10ℓ相当)	45 48958 90004 2
ミニ袋(5ℓ相当)	45 48958 90005 9

ITFコード

大袋(45ℓ相当)	1 45 48958 90001 8
中袋(30ℓ相当)	1 45 48958 90002 5
小袋(20ℓ相当)	1 45 48958 90003 2
特小袋(10ℓ相当)	1 45 48958 90004 9
ミニ袋(5ℓ相当)	1 45 48958 90005 6

3 指定ごみ袋の規格

(1) 指定ごみ袋について

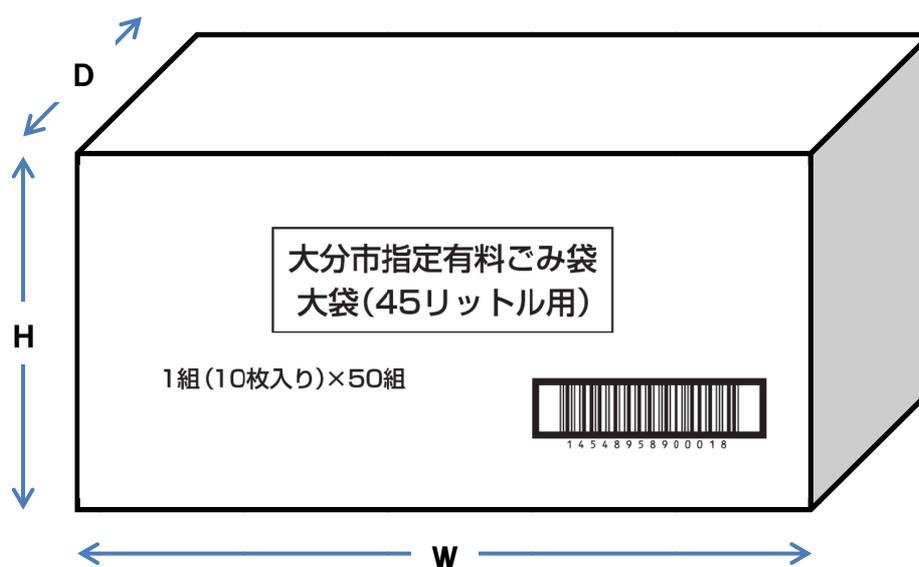
種類	厚さ	全長	全幅 (仕上幅)	サンプル写真
大袋 (45ℓ相当)	0.035mm	850mm	650mm (450mm)	
中袋 (30ℓ相当)	0.035mm	760mm	560mm (380mm)	
小袋 (20ℓ相当)	0.03mm	690mm	480mm (320mm)	
特小袋 (10ℓ相当)	0.03mm	560mm	390mm (250mm)	
ミニ袋 (5ℓ相当)	0.03mm	440mm	320mm (200mm)	

(2) 外包装について

種 類	外包装	縦	横	サンプル写真
大袋 (45ℓ相当)	平袋	300mm	270mm	
中袋 (30ℓ相当)	平袋	270mm	250mm	
小袋 (20ℓ相当)	平袋	240mm	225mm	
特小袋 (10ℓ相当)	平袋	190mm	180mm	
ミニ袋 (5ℓ相当)	平袋	195mm	130mm	

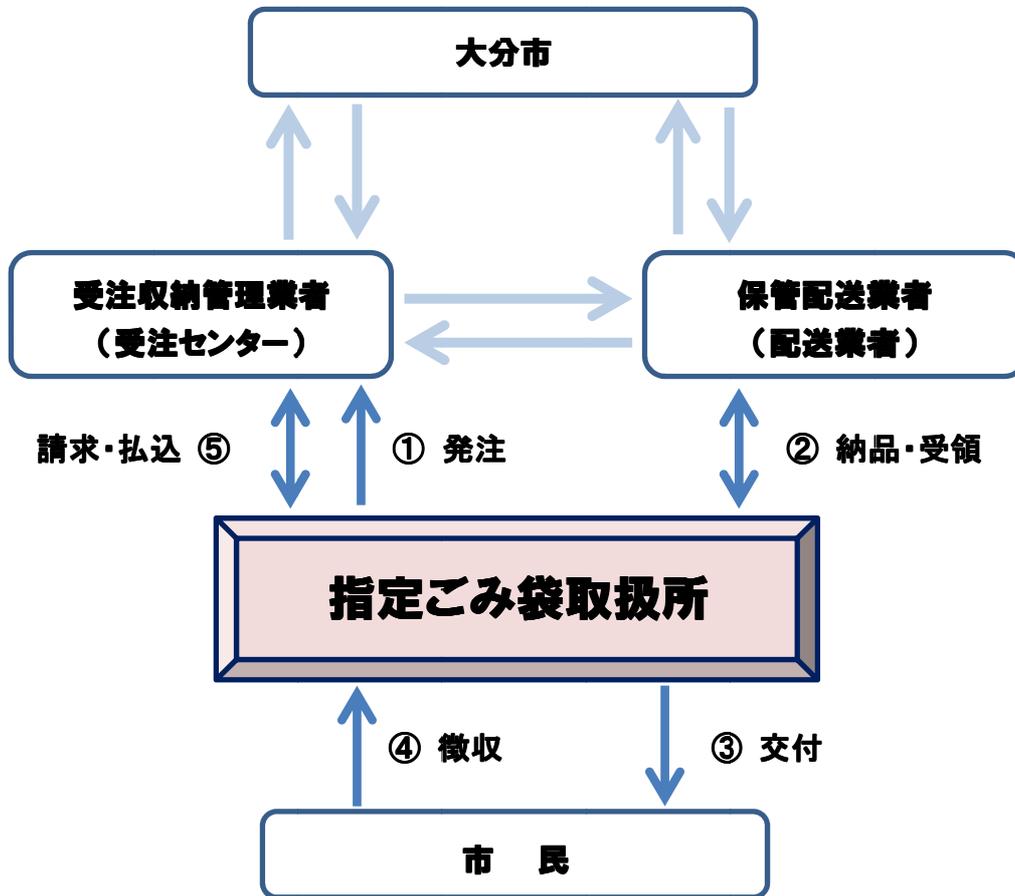
(3) 外箱について

種類	外装	幅(W)	高さ(H)	奥行(D)
大袋 (45ℓ相当)	平袋	480mm	260mm	240mm
中袋 (30ℓ相当)	平袋	420mm	230mm	200mm
小袋 (20ℓ相当)	平袋	400mm	210mm	200mm
特小袋 (10ℓ相当)	平袋	320mm	200mm	200mm
ミニ袋 (5ℓ相当)	平袋	250mm	160mm	185mm



第2 一般廃棄物処理手数料徴収業務の内容

1 事務の流れ（概要）



- ① 指定ごみ袋取扱所は、大分市が委託する受注収納管理業者（以下、「受注センター」という。）へ、指定ごみ袋を発注します。
- ② 受注センターから配送指示を受けた保管配送業者（以下「配送業者」という。）から配送された指定ごみ袋の種類・数量を確認し、配送業者と納品・受領に関する書類を交わします。
- ③ 指定ごみ袋を販売（交付）し、在庫管理を適正に行ってください。
- ④ 販売代金（手数料）を市民から徴収します。
- ⑤ 受注センターから送付された請求内容通知書を確認した上、原則、口座振替により払い込みます。

2 具体的事務

(1) 指定ごみ袋の発注及び受領

○指定ごみ袋の発注

指定ごみ袋の発注は、取扱所から受注センターへ、ファクス又はインターネットにより行います。ただし、ファクス等がない取扱所やファクス等が故障した場合など、やむを得ない場合に限り、電話による発注を行うことができます。

ファクス及びインターネットでの発注は、受注センターで365日24時間受け付けます。

電話での受け付けは、緊急時を除き、原則として年末年始（12月29日から1月3日まで）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く月曜から金曜までの午前9時から午後5時までとします。

◆指定ごみ袋の発注先（平成30年4月1日～令和3年3月31日）

指定ごみ袋受注センター（株式会社 G-Place）

FAX番号 : 0120-53-2962

フリーダイヤル : 0120-53-2965

※上記期間後の発注先は変更となる場合があります。

※インターネットでの発注方法については、受注センターから別途送付される「マートビューア 操作マニュアル」をご覧ください。

インターネットでの発注を希望する場合は、事前に登録が必要です。

○発注単位等

指定ごみ袋は、5種類すべてを取り扱っていただく必要があります。

指定ごみ袋を発注する単位は、1箱単位とします。

1種類を1箱発注した場合の差引払込額等は、以下のとおりとなります。

袋の種類	発注単位	1箱あたりの 手数料相当額 (税込)	徴収業務 委託料 (11%税込)	差引払込額 (税込)
大袋 (45ℓ相当)	1箱 (50組入)	15,750円	1,732円	14,018円
中袋 (30ℓ相当)		10,500円	1,155円	9,345円
小袋 (20ℓ相当)		7,000円	770円	6,230円
特小袋 (10ℓ相当)		3,500円	385円	3,115円
ミニ袋 (5ℓ相当)		1,750円	192円	1,558円

※上記については、各種1箱の注文があった際の例であり、徴収業務委託料に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるため、発注数に応じて差引請求額は変動する。

※差引払込額は、納品時に支払う必要はありません。納品実績を基に月末締めで算出しますので、受注センターから送付される請求内容通知書を確認の上、**翌月20日までに**払込んでください。(原則、口座振替による払込みとなります。)

○配送

配送は、原則として発注が午前（0～12時）の場合は翌日、発注が午後（12～24時）の場合は翌々日の配送となります。ただし、配送日が土曜、日曜、祝日や年末年始にあたる場合は、直近の配送業者営業日の配送となります。

配送先は、取扱所または、複数の店舗を統括している部署（以下、「本部」という。）が指定した場所になります。

発注と発送の概要

発注方法		ファクス	インターネット	電話
発注可能日		365日（年中無休）		月曜日から金曜日 （祝日、年末年始を除く）
発注時間帯		24時間	24時間	9:00 から 17:00
受注センター の受付時間と 配送日	午前受付分 (0時～12時)	翌日までに配送 <small>(配送日が土・日曜、祝日、年末年始となる場合は、直近の配送業者営業日)</small>		
	午後受付分 (12時～24時)	翌々日までに配送 <small>(配送日が土・日曜、祝日、年末年始となる場合は、直近の配送業者営業日)</small>		

※正午以降および土・日・祝日の注文は受注センターの翌営業日の午前受付分となりますのでご注意ください。

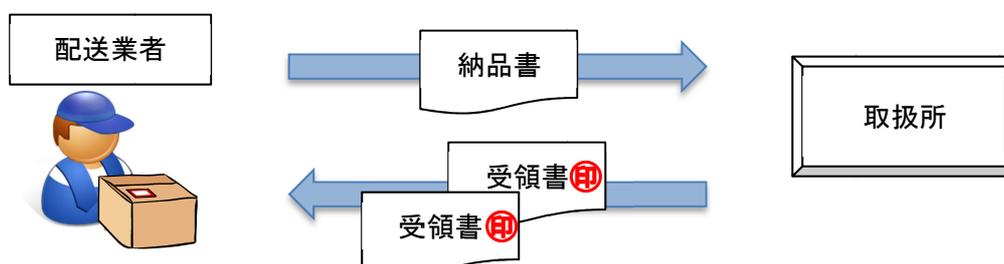
※配送時間帯の指定はできませんのでご了承ください。

○指定ごみ袋の受領

配送業者から指定ごみ袋が配送された場合は、納品書を受け取り、**種類・箱数に誤りがないか必ず確認してください**。その際、受領書2部（受注センター控え及び大分市控え）は、受領印を押印し配送業者に渡してください。

受領印は原則として、会社印、店舗印、受領者の個人印などで対応してください。やむを得ず署名（サイン）で対応する場合は、第三者にも読み取れるように書いてください。

指定ごみ袋の配送時に、不在などの理由で受領できなかった場合は、その当日の配送はできませんので発注後は、受領できる体制を整えておいてください。



(2) 手数料の徴収と指定ごみ袋の交付

○手数料の徴収と指定ごみ袋の交付

市民から手数料を徴収し指定ごみ袋を交付します。

徴収金額は、**第1 指定ごみ袋の種類等**(P1 参照)の1組あたりの手数料となります。

指定ごみ袋1組あたりの金額は、**消費税及び地方消費税込みの金額**となっていますのでご注意ください。

交付単位は1組(10枚入)単位です。バラ売りはできません。

○領収書(レシート)の交付

レシートには、品目として「大分市一般廃棄物処理手数料」(大分市指定ごみ袋)であることが分かるようにしてください。

領収書を発行する場合は、店舗名の前に「大分市一般廃棄物処理手数料徴収業務受託者」(指定ごみ袋取扱所)であることが分かるようしてください。

レシート・領収書の表示例

レシート		領 収 書	
	〇〇年〇月〇日	様	
〇〇〇〇	108 円	下記の金額を領収しました。	
〇〇〇〇	108 円	大分市一般廃棄物処理手数料として	
大分市ごみ袋〇〇ℓ	〇〇〇円	領収金額 〃_____	
合計	〇〇〇円	(領収内訳)	
お預かり	×××円	指定ごみ袋 〇〇ℓ相当 〇〇〇円× 〇〇組	
おつり	▲▲円	指定ごみ袋 〇〇ℓ相当 〇〇〇円× 〇〇組	
		領収年月日 令和 年 月 日	
		大分市一般廃棄物処理手数料徴収業務受託者 〇〇〇〇店	

※指定ごみ袋の交付にあたっての注意事項

- ① 市民から別途消費税及び地方消費税を徴収することはできません。他の商品との一括合計も可能ですが、レジスターの設定にあたっては十分注意してください。
- ② 指定ごみ袋の価格は、条例で定める手数料ですので取扱所が**値引きしての交付や景品等として無料配布することはできません。**
また、大量に購入しようとする方には一言ご確認いただき、景品等の目的としての購入が確認された場合は、制度の趣旨と協力についてお願いしてください。
- ③ 指定ごみ袋の交付に対するポイント付与又は、ポイントを利用しての交付は、指定ごみ袋の値引きにつながることからできません。

- ④ 作製業者の作製過程又は、配送業者の保管・配送過程における汚れや破損により、市民へ交付することが不都合な指定ごみ袋については、受注センターへ連絡してください。
- ⑤ 交付後に、市民から不良品の持ち込みがあった場合は、新しい指定ごみ袋と交換してください。不良品は、配送業者が、回収しますので保管しておいてください。
 (不良品の対応については11、12ページをご覧ください。)
- ⑥ 取扱所は市に代わって手数料を徴収しているため、指定ごみ袋の販売により得られた金額を課税売上として計上する必要はありません。ただし、市から取扱所へお支払する委託料(繰替払分)は、課税売上として計上する必要があります。

(3) 手数料相当額の払込み

○払込方法と請求内容通知書の送付

払込みの方法は、原則、口座振替とします。

口座振替は、国内すべての都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、県信用組合、市農業協同組合、ゆうちょ銀行で行うことができ、**振替にかかる手数料負担はありません。**

振込用紙による払込みもできますが、**振込手数料は、取扱所側の負担**となります。

毎月の配送実績(納品日ごと)をもとに、取扱所の払込額(手数料相当額-委託料)を算出し、請求内容通知書(振込用紙による払込みを選択している場合は、請求内容通知書と振込用紙)を取扱所が指定した場所に送付します。

◆委託料の算出計算式

$$\text{委託料} = (\text{1箱あたりの手数料相当額(税込)} \times \text{納品数}) \times \text{委託料(10\%)} \\ \times \text{消費税及び地方消費税(1.1)}$$

◆払込額の計算例(納品日ごと)

指定ごみ袋 大袋(45ℓ相当) 1箱と小袋(20ℓ相当) 1箱を納品した場合

○手数料相当額：	指定ごみ袋大袋(45ℓ相当)	1箱(50組入)	15,750円
△委託料：	15,750円 × 10% × 1.1 = 1,732円		
○手数料相当額：	指定ごみ袋小袋(20ℓ相当)	1箱(50組入)	7,000円
△委託料：	7,000円 × 10% × 1.1 = 770円		
○手数料相当額合計：	22,750円		
△委託料合計：	2,502円		
●差引払込額：	22,750円 - 2,502円 = 20,248円		

指定ごみ袋 大袋（45ℓ相当）2箱とミニ袋（5ℓ相当）1箱を納品した場合

○手数料相当額：	指定ごみ袋大袋（45ℓ相当）	2箱(50組入)	31,500円
△委託料	：	$31,500円 \times 10\% \times 1.1 =$	3,465円
○手数料相当額：	指定ごみ袋ミニ袋（5ℓ相当）	1箱(50組入)	1,750円
△委託料	：	$1,750円 \times 10\% \times 1.1 =$	192円
○手数料相当額合計	：		33,250円
△委託料合計	：		3,657円
●差引払込額	：	$33,250円 - 3,657円 =$	29,593円

○払込先 受注センターが指定する口座（請求内容通知書に記載）

○払込期限

受注センターから送付された請求内容通知書（毎月10日頃）を確認の上、**毎月20日**までに払込んでください。口座振替の場合は、残高不足にご注意ください。

残高不足等により口座振替ができなかった場合は、再度の振替はできません。この場合、受注センターから送付される納付書により納付していただくこととなります。（振込手数料が別途必要となりますのでご了承ください。）

払込期限は厳守してください。納期限までに納付がない場合は、督促、指定ごみ袋の配送停止、契約解除等の措置を講じる場合もあります。

注文から払込みまでの流れ



第3 指定ごみ袋の適正管理

取扱所は、大分市の指定ごみ袋取扱所である旨を示す以下のステッカーを必ず掲示してください。



A4 サイズ
210×297 mm

取扱所は、大袋からミニ袋まで5種類すべての指定ごみ袋を取り扱っていただく必要がありますので、欠品が生じないように常時在庫の状況に注意してください。

発注の際は、在庫数を確認の上、受注センターに報告してください。

指定ごみ袋は、手数料に相当する金券的な性質を有するものですので、管理には万全を期すようお願いいたします。

配送業者から受領した後の指定ごみ袋の破損、汚損、盗難、紛失等は取扱所の責任で対応していただくこととなりますので、適正に保管してください。取扱所において、指定ごみ袋の破損、汚損等が生じた場合には交換に応じることはできません。

万が一、不良品があった場合は、速やかに受注センターへ連絡をお願いします。

不良品の対応について

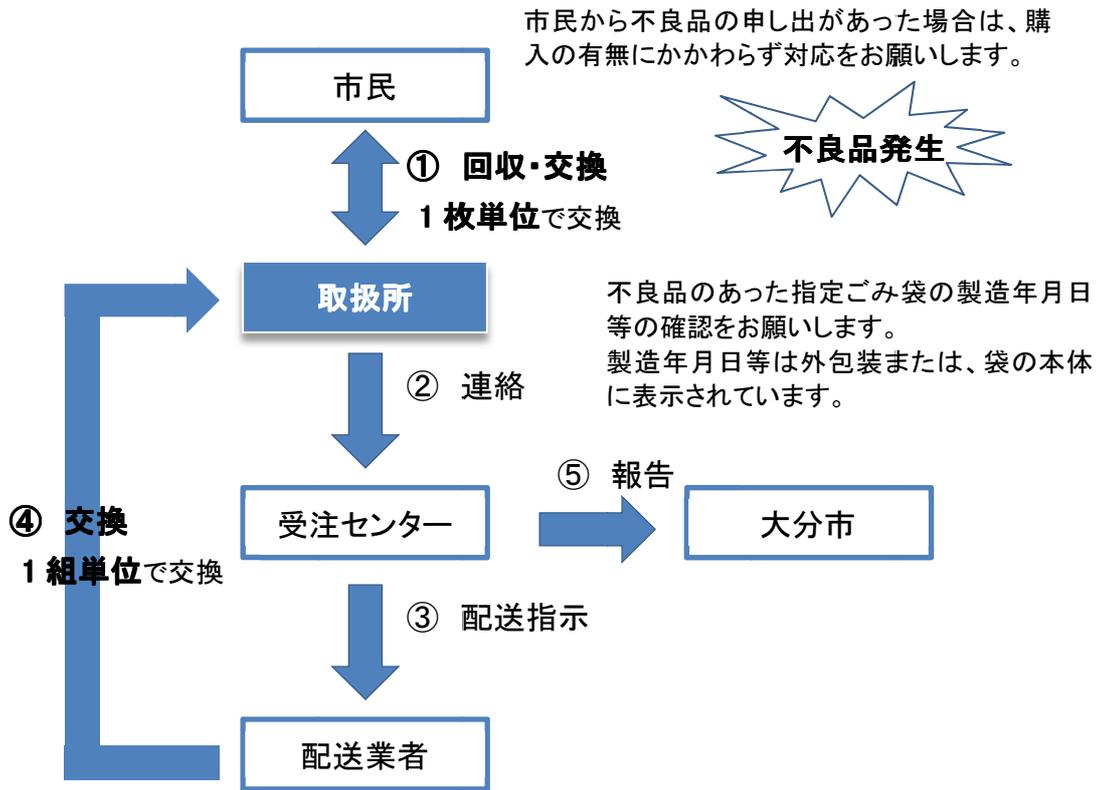
万が一、不良品があった場合は、速やかに受注センターへ連絡をお願いします。

不良品の交換は1枚単位で行うことができますので、市民から1枚単位で交換の依頼があった場合は、未使用の指定ごみ袋から交換する枚数を取り出し、不良品と交換してください。

原則、次回配送時に配送業者が新しい指定ごみ袋（1組単位）をお届けしますので、不良品と開封済みのものを合わせて1組（10枚）とし交換してください。

市民から回収した不良品は、配送業者が新しい指定ごみ袋を配送するまでの間、適正に保管してください。

(不良品対応フロー)



(例) 市民が不良品を1枚だけ持ってきた場合

市民が不良品を1枚だけ持ってきた場合は、取扱所にある未開封の指定ごみ袋から1枚だけ抜き出し、不良品の指定ごみ袋1枚と交換する。

市民が持ってきた不良品の1枚と新品の9枚を合わせて10枚1組の状態配送業者へ引き渡し、新しい指定ごみ袋1組と交換する。



第4 その他

1 指定と委託契約

(1) 遵守事項

取扱所の指定に際し遵守していただくことは、このマニュアルを含め以下のとおりです。再度よくお読みになり確認をお願いします。

大分市指定収集袋取扱所の指定に関する要綱
大分市一般廃棄物処理手数料徴収業務委託契約書
大分市一般廃棄物処理手数料徴収業務委託仕様書
大分市一般廃棄物処理手数料徴収業務マニュアル

(2) 市へ届け出等が必要な場合

○更新申請

指定期間は指定が決定した日の属する年度の末日までであり、委託契約期間も同様です。引き続き指定を受けようとする場合は更新の申請が必要になります。

毎年度末に、市から更新申請について文書にてお知らせしますので、大分市指定収集袋取扱所指定（更新）申請書（様式第1号）に必要書類を添付のうえ、期限までに申請書の提出をお願いします。

○申請事項の変更

申請事項に変更が生じた場合、速やかに申請事項変更届（様式第3号）を市に提出してください。

例) 代表者、住所、電話番号、配送先、請求先、店舗名称、
複数店舗ある場合の取扱所の一部追加や廃止など

※ 納付方法（口座振替払い・納付書払い）の変更は受注センターへ

○取扱所の廃止

指定期間内に取扱所を廃止しようとする場合、3か月前までに業務廃止届（様式第4号）を市に提出してください。廃止の段階で指定ごみ袋が残っている場合は市に返還していただきます。過払金が生じる場合は還付します。

(3) 申請書様式等

各種申請や届け出の様式については、大分市ホームページ「大分市指定ごみ袋取扱所を募集します」からダウンロードできます。

第5 お問い合わせ先

手数料の徴収業務に関すること
家庭ごみ有料化制度に関すること

大分市ごみ減量推進課 TEL 097-537-5703

指定ごみ袋の発注・配送に関すること
請求内容に関すること

指定ごみ袋受注センター

(株式会社 G-Place) TEL 0120-53-2965